木津川市兜台２丁目高の原万葉台建築協定【概要版】

協定区域：兜台二丁目３番地５外
区域面積：7,943.78 ㎡

協定内容（協定書より抜粋）
（建築物等に関する基準）
第６条　協定区域内の建築物の用途、敷地、形態及び意匠等は、次の各号に定める基準によらなければならない。
（１）建築物は、住宅専用の戸建て住宅とし、共同住宅を建築することはできない。
（２）土地の区画を分割することはできない。ただし、区画面積が拡大される場合は、この限りでない。
（３）土地の区画の形質・地盤及び擁壁高は、変更できないものとする。ただし、第10条に定める運営委員会（以下「委員会」という。）で認める造園等による一部の変更については、この限りでない。
（４）建築物の最高部までの高さは、10メートル以下、軒の高さは７メートル以下とする。
（５）建築物各部分の地盤からの高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線まで真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下であること。
（６）自ら専有する敷地の建ぺい率は50%以内、容積率は80%以内とすること。なお、建築基準法施行細則第20条の各号の一に該当するものは、建ぺい率の数値に10%を加えたものを数値とする。
（７）建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は１メートル以上とし、隣地境界線までの距離は、北側において１メートル以上、その他の部分においては0.8メートル以上とする。ただし、次の各号にかかげるものは、この限りでない。
①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が４メートル以下である場合。
②物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が５平方メートル以下である場合
（８）建築物・門等の色彩及び形態は、周囲の環境に調和し、かつ、良好な住宅地にふさわしいものとする。
（９）敷地内の空地は、樹木により極力緑化に努めるものとし、境界に面する垣・柵の構造は、生け垣又はパイプフェンス・ネットフェンスとし、見通し及び緑化の妨げとなる土塀・コンクリートブロック塀・板塀等にしてはならない。
ただし、門柱及び意匠上これに付属する部分並びに天端高40センチメートル以下の

上記のフェンスの基礎はこの限りでない。

（１０）屋外広告物の設置は、原則として禁止する。ただし、委員会が認めた場合は、この限りでない。
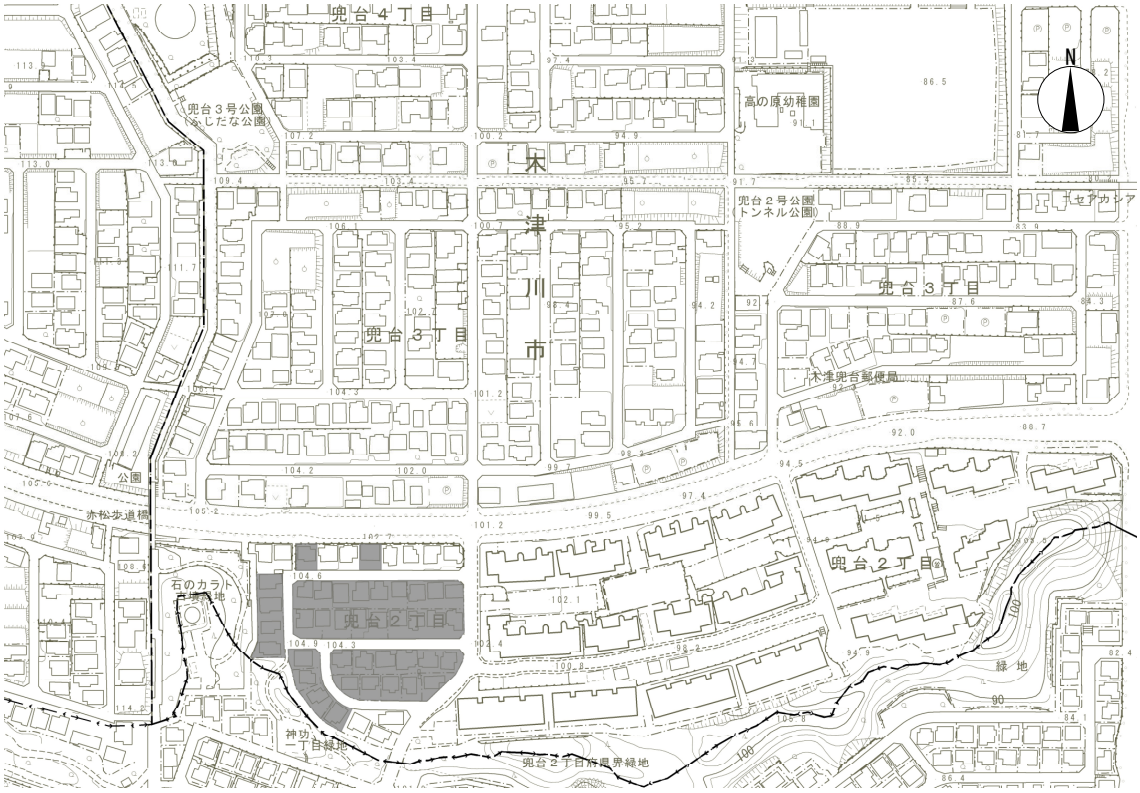
建築協定区域：